

岐阜清流高等特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

この方針は、いじめのない健やかな学びの場と学校教育目標の実現のために『いじめ防止対策推進法』（以下「法」という）を受けて、いじめは“絶対に許さない”“どの子、どの学校でも起こりうる”という認識のもと、教職員一人一人が役割と責任を自覚し、本校のいじめ防止に関する考えを示すものである。

第1章 いじめ防止等の基本的な認識

1 いじめに対する理解

(1) いじめの定義と認識

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

けんかやふざけ合いであっても背景にある事情を調査して判断する。また、意図しない結果や好意の結果の場合、指導によらずにすでに解消している場合は「いじめ」という言葉を使わず指導するなどの柔軟な対応が可能だが、情報の共有は必要である。

(2) いじめの解消の認識

いじめの解消とは『いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続しており、被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態で、基本的にいじめた側といじめを受けた側の生徒及び保護者を含めた人間関係が回復した状態をいう。』

(3) いじめの具体的な態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ②金品をたかられる。
- ③金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑥意図的に仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- ⑦軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑧ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

2 学校課題

- (1) 障がい特性から、良好な対人関係が築けず、意思とは無関係にいじめにつながることもある。
- (2) いじめという自覚がなく、遊び集団の短絡的な行動がいじめとなることがある。
- (3) 直接手を下さず教唆する、共謀する、傍観する傾向がある。

3 いじめの問題に対する学校としての基本的な考え方

- (1) すべての生徒が安心して、安全に学校生活を送ることができるよういじめ防止等の対策を強化する。
- (2) 生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるとともに、互いの違いや障がいの状態を受容できる心を育成する。
- (3) いじめについて正しく理解し、いじめは、どの子、にもどの学校にも起こりうるものであり、人権を脅かす卑劣な行為であることを認識し、いじめ防止等に努める。

(4) 教職員一人一人が人権感覚を磨き、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

第2章 いじめ防止等のプログラム

1 いじめ防止のための重点

(1) 自己指導能力の育成

- ① 自己有用感や自己肯定感がもてる活動を充実する。
- ② 共感的な人間関係を育成する。
- ③ 自己決定の場をつくり、自己の可能性の開発を支援する。

(2) 豊かな心の育成

- ① 社会性を育み、生きることの喜び等を理解できるよう、心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ② 命を大切にす心・互いを思いやる心・自律心や規範意識等が育つ道徳的な教育を充実させる。
- ③ “認識力・行動力・自己啓発力”を育み、人間尊重の気風ある学校づくりを進める。

(3) マナーとモラルを守る態度の育成

- ① マナーやモラル教育の推進について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ② 社会規範やモラルを理解し、自らを律するような生徒会活動や家庭教育を支援する。
- ③ 自らの意思でマナーとモラルを守り、他の手本となるMSリーダーズ活動を支援する。

2 いじめ防止等の方策

(1) いじめの未然防止について ～自己有用感や自己肯定感を高める取組～

① 授業の工夫と改善

“わかる授業” “できる授業” “人権感覚を高める授業”を推進し、自己指導能力を育成する。

② 互いを認め合う場の設定

命の大切さを理解し、豊かな心を育み、どの生徒にも居場所がある望ましい人間関係を築く。

③ 規範意識を高める活動

体験的な活動を通し、自ら行動してマナーやモラル等の規範意識を高める。

④ 教職員向け校内研修の実施

年度初め等、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての研修を行う。

(2) 早期発見について ～観察と調査の取組～

① アンテナを高くし、シグナルを受けとめる

相談週間の設定やアンケートの実施等、教育相談体制を充実させ、多面的・多角的に情報を収集し、兆候を見逃さない目を養い、声なき声に耳を傾ける。

② 寄り添い、積極的に見守る

何気ない言葉や心無い言葉からもいじめとなり得ることを認識し、日頃から注意深く見守って生徒理解に努め、生徒の変化に組織的に対応できるよう協力体制を整える。

③ 地域や保護者と連携する

日常的なやり取りや懇談会を活用して保護者との良好な関係を築き、積極的に連携を図る。

(3) いじめに対する措置について ～効果的な指導と対応～

① 組織的に、迅速かつ縦横、柔軟に対応する

問題行動発生時は早期に対応し、最悪を想定する危機意識をもって組織で対応に当たる。

② 障がいや発達段階に応じて効果的に指導する

加害・被害の双方の障がい特性を考慮して指導し、双方の保護者の理解を得よう努める。

③ 関係機関と連携し、協力を得る

問題を学校だけで抱え込まず、早期解決に向けて関係諸機関と情報の連携を行う。

第3章 いじめ防止等の対策組織 (法第22条)

1 名称

『いじめ防止等対策委員会』とする。

2 構成員

委員長…校長、副委員長…教頭

委員…〔学 校〕部主事・教務主任・生徒指導主事・人権教育担当・教育相談担当・各学年主任
養護教諭・特別支援コーディネーター・当該生徒の関係教職員

〔第三者〕弁護士・臨床心理士・保護者代表・地域代表

〔その他〕校長が認める者

3 運営

- (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として設置する。
- (2) 年2回（6月、2月頃）取組について第三者から意見を得るとともに、見直しを図る。
- (3) いじめ発見の場合は、校長の判断により緊急に開催する。

第4章 いじめ事案発生時の対応

1 いじめの兆候への初期対応

- (1) いじめの兆候を把握したら、教職員は速やかに管理職・生徒指導主事に第一報を入れ、各学年・生徒指導部等が協力して複数で事実確認する。
- (2) いじめ事案と認められた場合には、いじめ防止等対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- (3) いじめ事案と認められない場合は、問題行動として生徒指導委員会等で対応に当たる。

2 いじめ事案への対応 (法第23条)

- (1) 事実関係の慎重かつ確実な把握（複数で、保護者の協力を得ながら背景も十分聴き取る）
- (2) いじめ防止等対策委員会への報告と対応方針の決定
- (3) いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に要請する）
- (4) いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- (5) 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- (6) 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- (7) 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

〔対応の重点〕

- (1) 「いじめ防止等対策委員会」を招集して、事実確認や情報収集と情報共有、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告し、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- (3) 保護者との連携の下、謝罪の場においていじめた側がいじめを受けた側やその保護者の思いを受け止め、「いじめは許されない」ということを自覚し、反省できるよう、社会性の向上等人格の形成に主眼を置いた指導に努める。
- (4) 両者に対して、保護者と連携して生徒を見守り、心のケアに十分配慮した事後対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

3 「重大事態」と判断した時の対応 (法第28条)

いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時や、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が発生した」という申立てがあった時は、その時点で“重大事態が発生した”ものとして以下の対応を行う。

- (1) 岐阜地域担当生徒指導主事・学校安全課・特別支援教育課へ速やかに報告する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催し、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査をする。
- (3) 調査結果を教育委員会へ報告し、いじめを受けた側及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (4) 生命、心身、財産に重大な被害の恐れがある時は、直ちに警察署に通報し援助を求める。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え (ガイドライン p 6～7 参照)

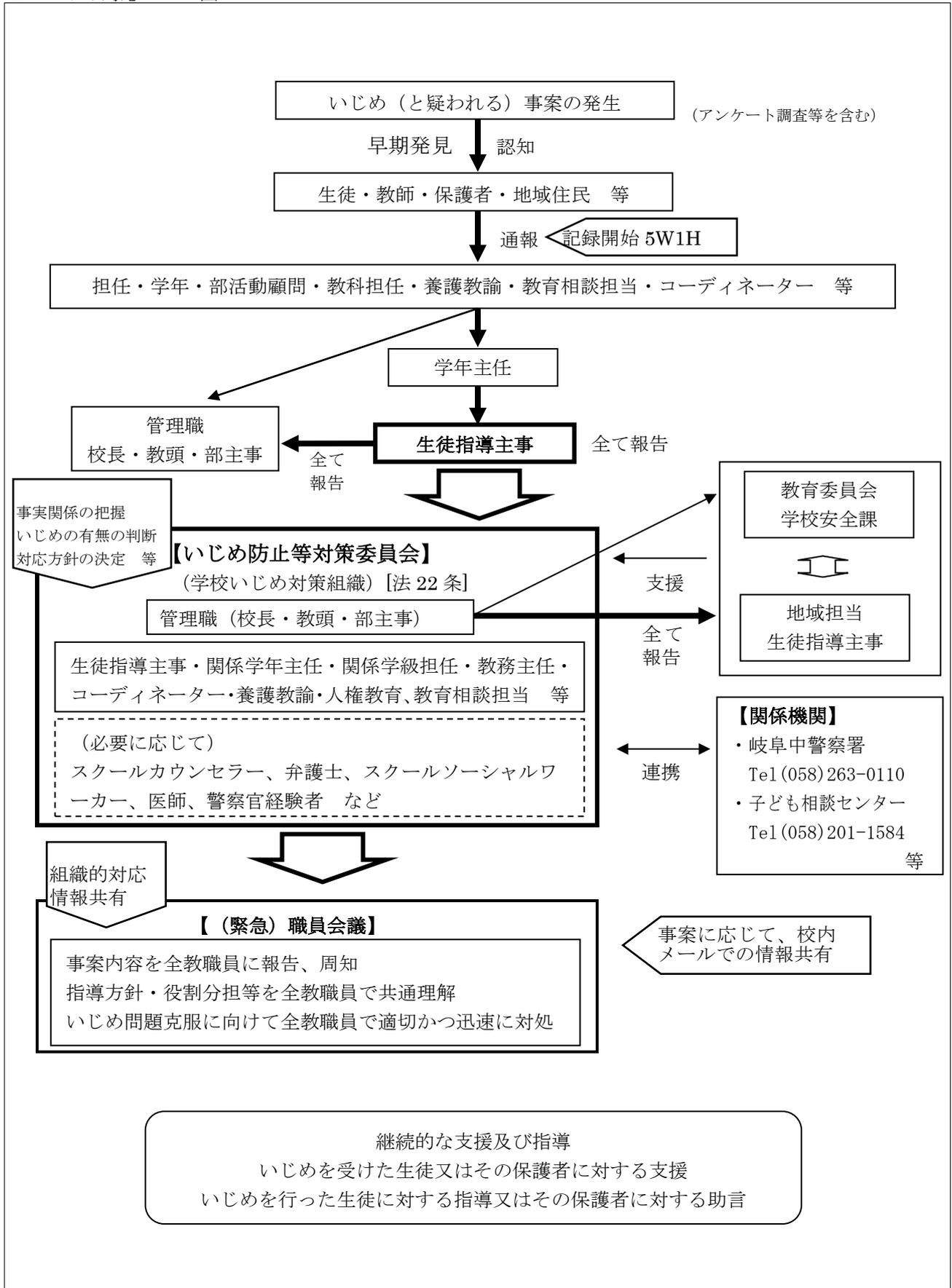
チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（ガイドライン p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	<input type="checkbox"/>
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

4 いじめ対応フロー図



第5章 いじめ防止プログラム（年間計画）

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> 入学式、始業式、学校生活ガイダンス、ホームルーム活動等（学校いじめ防止基本方針の説明） 生徒会活動開始（年間を通した活動） 教育相談アンケート（記名） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭生活におけるルールやマナーの確認。規範意識の向上。自他を大切にする心の育成。 生徒会活動を支援し、自己有効感や自己有用感を高める。 家庭、学校生活の状況把握。
5	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議（学校いじめ防止基本方針確認） 教育相談月間Ⅰ 三者懇談 心のアンケート① 情報モラル講話 	<ul style="list-style-type: none"> 方針と対応の確認。 調査を通した対応、情報共有。 生徒の生活状況や問題意識等の把握と共通理解。 家庭、学校生活の状況把握。 情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成。
6	<ul style="list-style-type: none"> MSリーダーズ活動開始（年間を通した活動） 第1回いじめ防止等対策委員会 心のアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> 奉仕活動等を通した自己肯定感や社会の一員としての自覚の育成。 基本方針と体制、現状の周知。 家庭、学校生活の状況把握。
7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒集会、「夏休みの生活について」配付 情報モラル学習 第1回県いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識の向上。 情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる。
8	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（人権教育職員研修会） 生徒集会 教育相談アンケート（記名） 教育相談週間Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育について職員の人権意識を高める。 規範意識の向上。 家庭、学校生活の状況把握。情報交換と対応の共通理解。
9	<ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ防止等対策委員会 心のアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> 前期取組の検証。後期取組の確認。 家庭、学校生活の状況把握。
10	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ交流会 三者懇談 心のアンケート④（迷惑調査／記名式）調査 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを通した人間関係づくり。 生徒の生活状況や問題意識等の把握と共通理解。 家庭、学校生活の状況把握。
11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談アンケート（記名） 教育相談週間Ⅲ ひびきあい月間 清流祭 	<ul style="list-style-type: none"> 調査を通した対応、情報共有。 家庭、学校生活の状況把握。 互いを認め合う活動によって自己有効感を高める。 行事をとおした地域との相互理解と関係づくり。
12	<ul style="list-style-type: none"> ひびきあいの日 情報モラル学習 生徒集会、「冬休みの生活について」配付 第2回県いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 人権についての理解、意識の向上。 情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる。 規範意識の向上。 調査を通した実態の把握と対応。
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒集会 心のアンケート⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識の啓発。 家庭、学校生活の状況把握。
2	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の取組の検証。
3	<ul style="list-style-type: none"> 三者懇談（1、2年生） 情報モラル学習 生徒集会、「春休みの生活について」配付 県問題行動等に関する調査 次年度へ引き継ぎ、ホームページ（学校いじめ防止基本方針）更新 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の生活状況や問題意識等の把握と共通理解。 情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる。 規範意識の向上。
年間	<ul style="list-style-type: none"> 学年集会、生徒集会、正門前立哨、校内巡視、生徒指導だより等の適時と不断の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 時期に合わせた適時指導で効果的に啓発する

第6章 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行い、学校いじめ防止基本方針に基づき、以下の2点を加味して取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けて適正に学校の取組を評価し、取組状況を改善する。

- (1) いじめ防止に向けた取組に関する事
- (2) いじめ事案発生時の対応に関する事

第7章 個人情報等の取扱い

生徒の個人調査データや関係生徒の個人情報は公正かつ厳正に取扱う。アンケート等の一次資料、記録等の二次資料および重大事態等の調査報告書等は卒業後5年間必ず保管する。

附記 施行・改定年月日等

平成29年4月策定

平成29年10月改定（国、県の基本方針の改定に伴う改定）

平成30年3月改定（第7章 個人情報等の取扱いに関する改定）

令和元年4月改定（第2章、第7章の一部改定）

令和2年4月改定（第1章、2章、3章、4章、5章、6章の一部改定）

令和4年2月改定（第3章の一部改定）

令和6年5月改定（第1章、3章、4章、5章、6章の一部改定）

令和7年2月改定（第4章、5章の改定）